

# 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和3年）

## 1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の( )内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		51	40 (78.4%)	22 (43.1%)	7 (13.7%)	1 (2.0%)
ハイヤー・ タクシー		6	5 (83.3%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
その他		1	1 (100%)	0 (0.0%)	1 (100%)	0 (0.0%)
合計		58	46 (79.3%)	22 (37.9%)	10 (17.2%)	1 (1.7%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

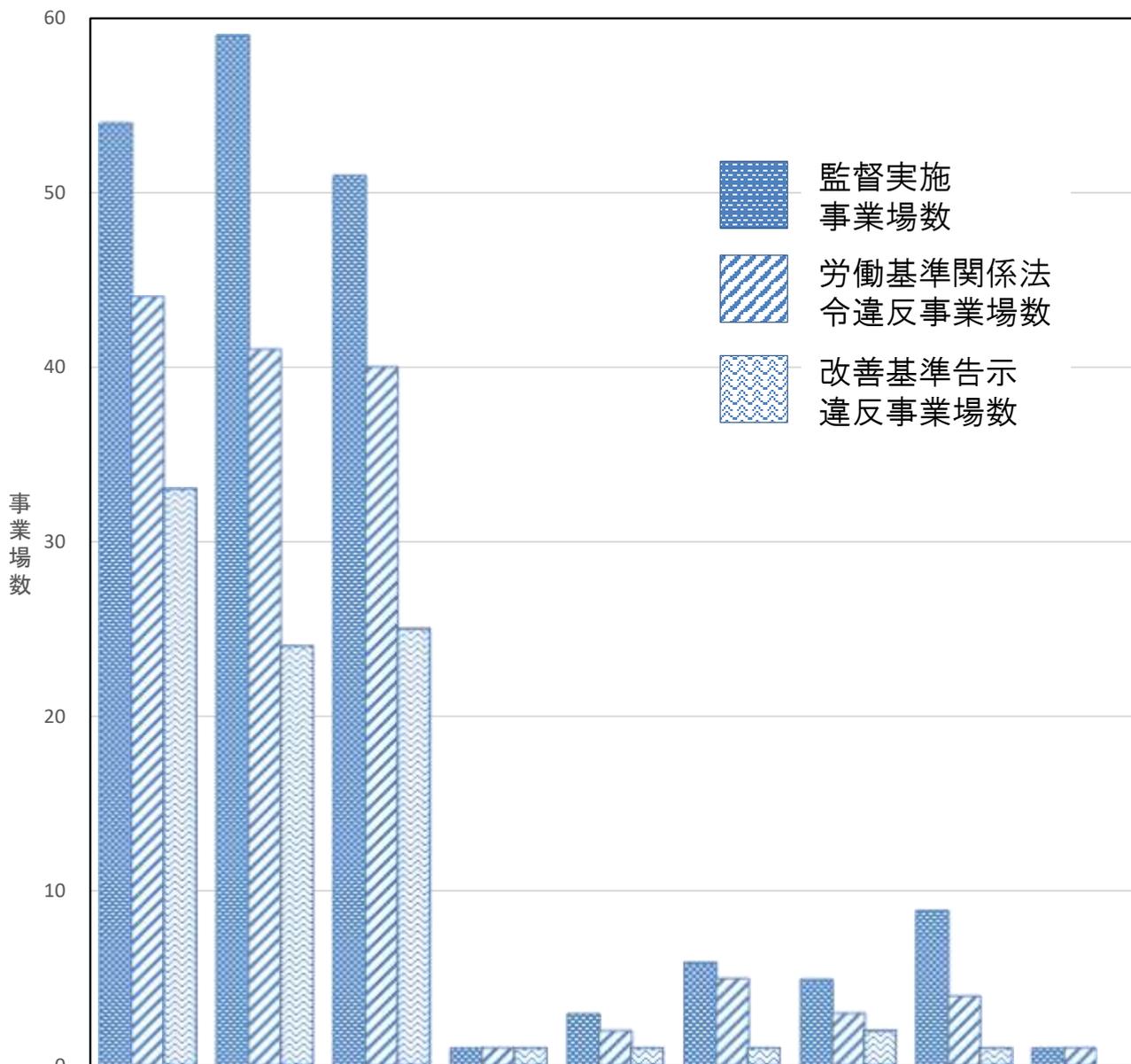
(注2) 1事業場において違反事項が2つ以上ある場合は、「主な違反事項」欄にそれぞれ計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		51	25 (49.0%)	17 (33.3%)	9 (17.6%)	12 (23.5%)	14 (27.5%)	7 (13.7%)
ハイヤー・ タクシー		6	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	— (—)	— (—)
その他		1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		58	26 (44.8%)	18 (31.0%)	9 (15.5%)	12 (20.7%)	14 (24.1%)	7 (12.1%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

(3) 平成31年・令和元年から令和3年までの3年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			ハイヤー・タクシー			その他		
	平成31年	令和元年	令和2年	平成31年	令和元年	令和2年	平成31年	令和元年	令和2年
監督実施事業場数	54	59	51	1	3	6	5	9	1
労働基準関係法令違反事業場数	44	41	40	1	2	5	3	4	1
改善基準告示違反事業場数	33	24	25	1	1	1	2	1	0

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例（トラック）

### 長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

#### 概要

- 自動車運転者について、36協定の上限を超えて時間外・休日労働を行わせており、時間外・休日労働時間数が月100時間を超える者が最も多い月で4名おり、最長で140時間の者が認められた。
- 1日の拘束時間が上限の16時間を超える日があり、勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えておらず、1か月の総拘束時間が320時間を超える者が認められた。
- 1か月当たり80時間を超える長時間労働者に対する面接指導が実施されていなかった。

#### 指導内容

- 1 自動車運転者の1日の拘束時間が16時間を超えていること、勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えていないこと及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていることについて是正勧告した。

##### 指導事項

改善基準告示違反  
(1日の最大拘束時間、1か月の総拘束時間及び休息期間)

- 2 36協定の上限時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

##### 指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 3 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施に努めるよう指導した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第66条の8に基づく面接指導の実施（面接指導の実施方法等については衛生委員会等による調査審議の実施）

#### 指導後の会社の取組

- 自動車運転者から確認した運行情報を基に高速道路の利用や荷待ち時間の短縮などについて荷主側と交渉するなどした結果、時間外労働が36協定の限度時間以内、1か月の総拘束時間が293時間以内となり、1日の拘束時間が16時間を超える頻度も減少した。
- 地域産業保健センターを活用し、長時間労働者に対する面接指導を行った。また、面接指導を継続して実施していくことができるよう、面接指導の手続きについて整備を図った。

(参考) トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

## 2 国土交通省との連携

### (1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

#### 【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
労働基準監督機関から 通報した件数	6	4	4
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	0	0	0

### (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

#### 【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

\ 年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
件数	1	2	1